

令和8年10月19日

生活衛生課
直通 092-643-3280
内線 3074
担当 対馬

令和8年度第2回福岡県食品安全・安心委員会を開催します

県では「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」を制定し、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画」を策定することで、現在の第2次計画に至るまで、食品の安全・安心確保対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今年度は第2次計画の最終年度となっており、令和9年度からを計画期間とする第3次計画を新たに策定する必要があります。

このたび、第3次計画の素案を審議するため、第2回福岡県食品安全・安心委員会を下記のとおり開催します。

1 開催日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月27日（火曜日）10時から12時まで（受付9時30分から）

(2) 場所

福岡県庁10階 特別東（特9）会議室（福岡市博多区東公園7-7）

2 出席予定者

委員 15名（別紙名簿のとおり）

事務局 4名 保健医療介護部生活衛生課



福岡県食品の安全・安心の
確保に関する基本計画HP

3 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議事

- ・ 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第3次）（素案）について

(4) 閉会

4 取材・傍聴について

取材を含む傍聴者の定員は、10名（先着順）となっております。

9時30分から受付を行いますので、傍聴希望者は開始予定時刻までに受付を済ませた上で係員の指示に従い、会場に入場してください。

なお、委員会は公開を原則としておりますが、会場の都合及び個人情報・事業情報保護等のため、委員会の判断により審議の全部又は一部を非公開とする場合があります。また、取材、傍聴における写真撮影、録画、録音等は冒頭あいさつまでとさせていただきます。

○福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（抄）（平成28年福岡県条例第39号）

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が健康で安全・安心に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本計画）

第20条 知事は、前章の規定により講じられる食品の安全・安心の確保に関する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品の安全・安心の確保に関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食品の安全・安心の確保に関する施策についての基本的方向

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（福岡県食品安全・安心委員会）

第21条 県に福岡県食品安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

一 基本計画に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全・安心の確保に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。